

四日市市新型コロナウイルス感染症対策室に関する規則をここに公布する。

令和2年4月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第36号

四日市市新型コロナウイルス感染症対策室に関する規則

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症対策に係る事務を処理させるため、四日市市新型コロナウイルス感染症対策室（以下「室」という。）を設置する。

(所管)

第2条 室は、政策推進部の所管とする。

(分掌事務)

第3条 室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 感染症対策に係る全庁的な施策の調整及び広報に関すること
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る給付に関すること
- (3) 室の庶務に関すること

(職員)

第4条 室に室長その他の職員を置く。

2 室長は、上司の命を受けて室の所掌事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

(室長の専決)

第5条 室長は、四日市市事務専決規程（昭和35年四日市市訓令甲第7号）別表第1に定める課長専決区分に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、上司の決裁を受けるものとする。

(処務)

第6条 室の処務及び職員の服務については、この規則に定めるもののほか、四日市市役所処務規程（昭和22年四日市市規程第4号）及び四日市市職員服務規程（昭和62年四日市市訓令第8号）によるものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月27日から施行する。
 (四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)
- 2 四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和62年四日市市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	
別表第1(第3条関係)	
職務の級	基準となる職務
(略)	
7級	(1) 市長の事務部局の課長、危機管理室長、東京事務所長、 <u>新型コロナウイルス感染症対策室長</u> 、職員研修所長、検査室長、人権センター所長、地区市民センター館長、あさけプラザ館長、食品衛生検査所長、あけぼの学園長、四日市公害と環境未来館長及び副館長並びに会計管理室長の職務 (2)から(9)まで (略)
(略)	

改正前	
別表第1(第3条関係)	
職務の級	基準となる職務
(略)	
7級	(1) 市長の事務部局の課長、危機管理室長、東京事務所長、職員研修所長、検査室長、人権センター所長、地区市民センター館長、あさけプラザ館長、食品衛生検査所長、あけぼの学園長、四日市公害と環境未来館長及び副館長並びに会計管理室長の職務 (2)から(9)まで (略)
(略)	